

青少年のフィルタリング利用促進のための 課題及び考えられる対策(案)

2019年7月
事務局

基本的な考え方

- 昨今、青少年へのスマートフォンの普及は大きく進展しており、SNSを利用して犯罪の被害にあう児童・生徒の数も高止まりするなど、スマートフォンの普及に伴うトラブルも増加している。
一方で、スマートフォンを利用する青少年のフィルタリングの利用率は4割程度（2017年度44.0%、2018年度36.8%）となっており、フィーチャーフォンの時代よりも低下している。
- こうした状況の下、青少年のインターネットの安心・安全な利用は重要な課題。中でも、青少年によるフィルタリングの利用促進は、上記のインターネット上のトラブルの回避等に資するものであり、2018年2月に施行された改正青少年インターネット環境整備法の着実な履行やインターネット上の海賊版サイト対策等の観点からも、これまで以上に強く求められている。
- 青少年フィルタリングについては、SNSを利用できなくなる不便なものと一部で捉えられているが、実際には、違法・有害サイト等の閲覧を制限しつつ、必要なSNSについては利用可能とできるほか、利用時間管理等の機能を有するものもある。青少年フィルタリングは、青少年のICTリテラシーの状況や、青少年及び保護者のニーズ等に応じて、個々別々に安心・安全なインターネット利用環境を実現する有効なツールといえる。
- このような背景及び認識の下、青少年のフィルタリング利用の促進に関し、次のような観点から、課題及び考えられる対策の整理を行った。

1. 契約時のフィルタリング申込み・有効化措置等の促進
2. フィルタリングを始めとするペアレンタルコントロールの必要性に係る認識の醸成
3. フィルタリングサービスの使いやすさの向上

(参考) 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号）（抄）

（携帯電話インターネット接続役務提供事業者の青少年有害情報フィルタリングサービスの提供義務）

第十五条 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、役務提供契約の相手方又は役務提供契約に係る携帯電話端末等の使用者が青少年である場合には、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件として、携帯電話インターネット接続役務を提供しなければならない。ただし、その青少年の保護者が、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をした場合は、この限りでない。

（携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の青少年有害情報フィルタリング有効化措置実施義務）

第十六条 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、携帯電話端末等（中略）であって、その販売が携帯電話インターネット接続役務の提供と関連性を有するもの（中略）を販売する場合において、当該特定携帯電話端末等に係る役務提供契約の相手方又は当該特定携帯電話端末等の使用者が青少年であるときは、当該特定携帯電話端末等について、青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講じなければならない。ただし、その青少年の保護者が、青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をした場合は、この限りでない。

1. 契約時のフィルタリング申込み・有効化措置等の促進(1/2)

① 携帯電話事業者におけるフィルタリング利用に係る実データの把握・公表等

フィルタリング利用促進に向けた適切な対策を講じるためには、フィルタリングの利用状況や販売代理店等の実態について正確な把握が必要。このため、契約時におけるフィルタリングの申込み率及び有効化措置率について、携帯電話事業者が正確に把握し、情報を開示することが求められる。またその際、携帯電話市場におけるMN03社のシェアが約9割であることを踏まえれば、MN0については事業者ごとの実データを自主的に開示することが適切と考えられる。

(考えられる対策)

フィルタリングサービス申込み率、有効化措置率等に係る実データの把握・公表

② 携帯電話事業者における販売代理店に対する指導等の徹底

フィルタリングの説明が契約プロセスの最後に行われること、営業成績に直結しないこと等の実情も踏まえ、法令上の義務の履行主体であり、かつ販売代理店に対する指導等措置義務を有する携帯電話事業者においては、販売代理店の店頭スタッフが利用者にフィルタリングの重要性等を丁寧かつ簡潔に分かりやすく説明できるよう、販売代理店へのインセンティブ（動機付け）の設計等を含め、より責任を持って指導することが必要。

(考えられる対策)

- ・携帯電話事業者による販売代理店の店頭スタッフに対する研修の充実及び販売代理店へのフィルタリング説明ツールの配備等
- ・業界団体（携帯電話事業者、販売代理店）におけるフィルタリング利用の徹底のための説明話法の作成・普及

1. 契約時のフィルタリング申込み・有効化措置等の促進(2/2)

③ 事業者間の連携 (OS事業者等の協力推進)

フィルタリングにおけるOS事業者が果たす役割の重要性が増していること、また、通信サービスと端末販売が別の主体で行われるケースが増えていくと考えられること等を踏まえると、フィルタリングの説明・設定の促進のためには、携帯電話事業者のほか、OS事業者等においても、自社が提供するフィルタリングに係るサービスや機能等について、店頭スタッフの負荷軽減の観点やユーザー自身による設定の容易化の観点から、説明・設定しやすくするための協力をを行うことを検討すべき。

(考えられる対策)

携帯電話事業者や販売代理店による説明・設定やユーザー自身による設定等へのOS事業者等の協力方法の検討

④ MVNOにおける取組の推進

青少年によるMVNOサービスの利用が今後増加する可能性があることも踏まえ、業界においてフィルタリング利用促進に向けた方策等を検討することが必要。

(考えられる対策)

MVNOにおけるWeb申込み時等のフィルタリング利用に係る認識向上の方策等の検討・推進

① 利用者に対するインパクトのある周知啓発方法の検討の実施

一般利用者に対して広くフィルタリングを始めとするペアレンタルコントロールの必要性等の認識を広めるには、インパクトのある効果的な周知の手法や媒体を検討すべき。

(考えられる対策)

- ・携帯電話事業者等におけるテレビCMや動画投稿サイト等の影響力のある媒体での周知強化
- ・販売代理店等での店内におけるフィルタリングの説明に係る動画等の提示（海賊版対策との連携等）

② 周知啓発の講座等の一層の推進

青少年がフィルタリングの有用性や機能（サイト・アプリのカスタマイズ機能等も含め）について正しい情報を把握できるよう、青少年の安心・安全なインターネットの利用に係る啓発講座のさらなる実施推進を図るべき。

(考えられる対策)

- ・フィルタリングの解説を含むe-ネットキャラバンPlus講座の推進（フィルタリングを扱う講座の推奨等）
- ・携帯電話事業者やSNS事業者等によるスマートフォンの安全な利用に係る教室の推進・拡充

③ ペアレンタルコントロールに係るサービス等の周知強化

青少年のスマートフォンの利用時間が長時間化している状況のもと、青少年及びその保護者のニーズに沿ったスマートフォンの活用を可能としていくため、フィルタリングサービスのみならず、利用時間制限、利用状況確認等のペアレンタルコントロール機能が含まれているサービス等についても広く周知を行うことが重要。

(考えられる対策)

フィルタリングや利用時間制限等も含めたペアレンタルコントロールに係る啓発資料の作成・普及

3. フィルタリングサービスの使いやすさの向上

① 利用者が使いやすいサービスの周知・普及

フィルタリングで制限されているSNSを子供に使わせるためにフィルタリングを利用しない、というユーザーが一定数存在するところ、フィルタリングのカスタマイズ機能（「高校生プラス」モード等の選択を含む。）の周知の強化を図ることが必要。

(考えられる対策)

カスタマイズ機能等（「高校生プラス」モード等の選択を含む。）の周知強化

② フィルタリングのカスタマイズに関して保護者の判断に役立つ情報の発信体制の構築

SNS等のコンテンツ・プロバイダ等は、青少年の保護対策を充実させた上で、その情報を発信していくことが求められる。

フィルタリングのカスタマイズ機能を周知、浸透していく上では、SNS等について、保護者の判断に資する分かりやすい情報が必要であるところ、コンテンツ・プロバイダと通信事業者が連携し、学識者やPTA等の関与のもと、情報発信体制を構築することが必要。

(考えられる対策)

カスタマイズ機能により青少年に特定のSNSを利用させることについて、保護者の判断に資するSNSサイト・アプリの情報（保護対策、トラブル事例等を含む）の発信体制（安心ネットづくり促進協議会、青少年ネット環境整備協議会、携帯電話事業者等の協力体制）の構築

③ SNS等のコンテンツ・プロバイダにおける青少年の保護対策の充実

フィルタリングのカスタマイズ機能を普及させていく前提として、SNS等のコンテンツ・プロバイダには、青少年の保護対策の充実に向けた不断の自助努力が求められる。

(考えられる対策)

SNS等のコンテンツ・プロバイダによる青少年の保護対策の充実に向けた青少年ネット利用環境整備協議会における取組の強化